



## 米国における標準必須特許アップデート —USPTOによるSEPワーキンググループ設立—

### ■はじめに

標準必須特許（Standard Essential Patent：SEP）を取り巻く環境は、近年、大きく変化しています。米国では2010年代前半に実施者保護の傾向が強まったものの、2010年代後半以降はプロパテント化の動きが進展し、SEP保有者に有利な方向へと揺り戻しが続いています。こうした中、2025年12月29日、米国特許商標庁（USPTO）は、SEPワーキンググループの設立を発表しました。今回は、このUSPTOの発表内容を紹介するとともに、米国内のSEPを取り巻く環境の変化を中心に、欧州及び日本の最新動向にも簡単に触れます。

### ■SEPワーキンググループ設立の目的

SEPワーキンググループは主に以下の3点を目的として活動するとされています。

- ① 「特許権者にとって強固な救済手段の提供」として、SEPを含む有効な特許権は強力かつ予測可能な形で権利行使されるべきであることを明確化すること
- ② 「標準化プロセスへの参画の促進」として、特に中小規模事業者等のより広範な関係者が標準化団体における活動に参加できるよう支援すること
- ③ 「イノベーションエコシステムにおけるステークホルダーの関与と透明性の促進」として、SEPライセンス交渉や標準化プロセスにおける透明性の向上を支援するために、特許権者、事業

主体、標準化団体その他の利害関係者間において、それぞれが抱える課題の共有・解決のための議論の場を創設すること

また、今回の発表は、USPTOが2025年中に行った2件の司法手続への介入を踏まえたものでもあります。1件目は、2025年6月にテキサス州東部連邦地裁に提出された申立書です。特許権者が発明を実施するか、ライセンスに基づいて商業化するかにかかわらず、特許の価値と損害額の算定は難しく、特許侵害訴訟では回復不能な損害が発生することは一般的であると強調されました。2件目は、2025年11月に米国国際貿易委員会に提出した意見書で、有効な特許権の権利行使としての輸入排除命令は一般的に公益に合致するとの見解を示しました。これらは、SEP保有者に対する差止救済を積極的に支持するUSPTOの姿勢を明確に示すものと考えられます。

### ■米国におけるSEP政策の変遷

今回のUSPTOの発表を理解するうえで、米国のSEP政策の変遷を簡単に振り返ります。2013年、司法省（DOJ）とUSPTOは共同で「SEPに基づく差止が制限される可能性がある」旨の声明を発表し、SEP侵害訴訟における差止命令の適用が制限される可能性があることを示唆しました。これは、標準規格の利用が不可欠な実施者が差止の脅威を背景に不当なライセンス条件を強いられる「ホールドアップ」問題への対応でした。

しかし、2019年12月、第1次トランプ政権

下においてDOJ・USPTO・国立標準技術研究所（NIST）の3機関は共同で、2013年に発表された上記声明を実質的に撤回し、「標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許侵害訴訟と同様に、差止を含む全ての救済が認められるべきである」との見解を明確化しました。

その後、バイデン政権下の2022年6月、DOJ・USPTO・NISTは再び共同声明を発表して2019年声明を撤回し、実施者保護の観点も重視するとの立場を示しました。しかし、第2次トランプ政権が発足した2025年以降は、再びSEP保有者の権利強化に向けた動きが加速しています。今回のSEPワーキンググループの設立は、2022年以来初めてのUSPTOによる本格的なSEP政策の表明であり、差止救済の積極的な活用や権利者保護の強化という方針を明確に打ち出したものといえます。

## ■欧州の動向

欧州では、ドイツを中心に引き続きSEP保有者に有利な訴訟環境が維持されています。ドイツの主要裁判所（ミュンヘン、マンハイム、デュッセルドルフ）は、FRAND（公正・合理的・非差別的）条件でのライセンス締結に向けた誠実交渉義務を果たしていない実施者に対して差止命令を認める傾向があります。

2024年には、ミュンヘン地裁がNokia対Amazon事件において差止命令を認容し、Panasonic対Oppo事件においても同様の判断を示しました。また、欧州統一特許裁判所（UPC）においても、Huawei対Netgear事件等でFRAND条件の適用に関する判断が蓄積されつつあります。

なお、欧州委員会が提案していたSEP規則案は、2025年7月に撤回が表明され、立法による解決は当面見送られた状況です。

## ■日本の動向

日本においても注目すべき動きがあります。東京地裁の4つの知財部（第29部・第40部・第46部・第47部）の連名で「標準必須特許に基づく特許権侵害訴訟の審理要領」が公表されました。この要領は、グローバルなSEPポートフォリオ全体を対象にFRANDライセンス料の合意形成を図り、グローバルSEP紛争を解決する仕組みを提供するものです。原則として第1回期日で和解を勧告し、和解手続が打ち切られた場合にはじめて権利濫用の抗弁に関する書面等が提出される設計となっています。和解手続においては、裁判所がホールドアップとホールドアウトという極端な交渉態度を排し、当事者双方の意向を尊重した公正中立な和解案を提示するとされています。また、FRAND実施料に関する算定証拠を任意提出しない場合にはライセンス意思なしと判断される余地があるとされており、被告にも積極的な対応が促される設計となっています。日本の裁判所がグローバルSEP紛争の解決ハブとして機能しようとする意欲的な取組みとして注目されます。

## ■おわりに

USPTOのSEPワーキンググループ設立は、SEP保有者の権利強化と差止救済の積極的な活用という明確な方向性を示すものと考えます。今後、ワーキンググループの具体的な施策や裁判所での判断の動向、さらには米欧日を含む主要国の政策・司法の連動がSEP訴訟実務に大きな影響を与えることが予想されます。引き続き注視していきたいと思えます。

### 筆者紹介

#### 阪 和之（さかかずゆき）

2013年弁理士登録。2013年よりTMI総合法律事務所勤務。2008年新卒で入社したソニー株式会社を経て現職。情報通信分野や電気・電子分野の特許を中心に扱い、2008年から継続してSEPを扱っており、知財歴・SEP歴ともに18年。